

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	1 契約の概要 岐阜県電子調達システムは、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が全国の公共発注機関に提供している電子入札コアシステム（以下「JACICコア」という。）を基に構築されたシステムである。 当該システムの電子入札機能のアプリケーションソフトであるJACICコアにおいて、脆弱性への対応が行われた。本対応を行ったバージョンアップを適用し、適正な調達業務、入札参加資格申請・許可等の業務を担保するため、当該システムの改修作業を委託する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本契約で実施する改修作業や各種試験は、システム仕様を熟知しない者に委託すると、正しい改修作業や必要な試験が実施されず、改修適用後の運用に問題が発生し、県の調達事務に著しい支障が生じるおそれがある。このことから、現行契約の相手方以外では対応が困難であり、一般競争入札とするには適していない。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 株式会社東芝中部支社は、令和4～5年度の岐阜県電子調達システム構築業務及び令和6年4月から岐阜県電子調達システムの維持管理業務を受託している。 前述のとおり、当該システムの維持管理業務を受託しており、システム仕様を熟知し、障害発生時に速やかな対応ができるのは当該事業者だけである。このことから、契約の相手方として適当である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。